

令和3年6月11日 開会
令和3年6月22日 閉会
(定例第4回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第70号

令和3年第4回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月25日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和3年6月11日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和3年 第4回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和3年6月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年6月11日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第3号 令和2年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(南部町税条例等の一部改正について)
- 日程第7 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度南部町一般会計補正予算(第13号))
- 日程第8 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第9 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 日程第10 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第11 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第12 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度南部町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第13 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度南部町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第14 議案第48号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第49号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第16 議案第50号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第17 議案第51号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第52号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第3号 令和2年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）
- 日程第7 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計補正予算（第13号））
- 日程第8 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第9 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 日程第10 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第11 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第12 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第13 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第14 議案第48号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第49号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第16 議案第50号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第51号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第52号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協
議について

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	藤原 宰君	書記	杉谷 元宏君
		書記	荊尾 雅之君
		書記	藤下 夢未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山 清孝君	副町長	土江 一史君
教育長	福田 範史君	病院事業管理者	林原 敏夫君
総務課長	大塚 壮君	総務課課長補佐	加納 諭史君
企画政策課長	田村 誠君	デジタル推進課長	本池 彰君
防災監	田中 光弘君	税務課長	三輪 祐子君
町民生活課長	芝田 卓巳君	子育て支援課長	吾郷 あきこ君
教育次長	岩田 典弘君	総務・学校教育課長	水嶋 志都子君
病院事務部長	山口 俊司君	健康福祉課長	糸田 由起君

福祉事務所長 渡 邊 悦 朗君 建設課長 田 子 勝 利君
産業課長 岡 田 光 政君 監査委員 仲 田 和 男君

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和3年6月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

念願でありました南部町複合施設キナルなんぶが5月1日に開館し、私もオープニングセレモニーに出席させていただき、御挨拶をさせていただきました。開館して1か月余りが経過いたしました。御利用者の声が私の耳まで届き、御好評を得ていること、大変うれしく思います。今後ますます町内外から多くのお客様に足を運んでいただき、交流の輪が広がり、この複合施設の価値がさらに高まっていくことを期待するものです。

一方、心配しておりました新型コロナの感染拡大も、全国的には緊急事態宣言の解除はまだではありますが、感染者数は緩やかな減少傾向が見てとれます。本県においては全国に誇る感染対策がなされ、これまで大きな混乱もなく、医療体制の確保、感染者数の抑制が図られております。とりわけ当町におきましては、いまだ感染者の発生を見ないなど、改めて町民の皆様並びに関係各位の不断の御努力に感謝申し上げる次第です。今後は感染力が強いと言われる変異株の抑え込み、そして何より迅速なワクチン接種により、一日も早く、一人でも多くの町民の皆様の安心・安全な生活が取り戻せるよう願うものです。

本定例議会におきましては、専決処分の承認、補正予算、条例の一部改正など、緊急かつ重要議案について御審議いただく予定としております。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長から説明がございますが、町民の要望に応えるべく提出されております全ての議案に対しまして慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和3年第4回南部町議会定例会を招集しましたところ、御臨席をいただき開催できますことに、改めて御礼を申し上げます。

さて、新型コロナにおきますパンデミック解消の切り札と言われるワクチンの接種が日本でも加速しており、政府は昨日、接種累計が2,000万回を突破したと発表いたしました。南部町の接種も順調に進んでおり、現在、65歳以上高齢者の約60%の接種が終わったところでござ

います。今月21日を目途に16歳から64歳の方に接種券を配布し、7月3日からは基礎疾患をお持ちの方と60歳から64歳の方の接種を行う予定でございます。

国内に第四波を引き起こしたイギリス株から、さらに感染力の強いインド株への入れ替わりが進んでおり、安全を確保した上でワクチン接種を急がなければなりません。西伯病院をはじめ、医療関係者の御努力をいただきながら、1日当たりの接種人数を、これまで360人から、今後420人に増やし、この増加分を利用して希望される町内の福祉施設や教育関係施設、さらに高校生のワクチン接種に取りかかろうと考えています。

現時点で希望される全町民への接種完了を9月中旬と見込んでおりますが、8日から始まった職域接種の申請に、県内ではトラック協会や商工会連合会など、町民に関係する多数の団体が手を挙げておられますので、その御家族も含め、接種の機会は今後増えるものと予想されます。町の集団接種と並列で進行させることで、さらに接種率の向上が期待されるところです。なお、12歳から15歳の接種計画については、教育委員会を通じて現在情報収集を図っており、今後接種に対する方針を決定してまいりますので、いましばらくお待ちいただきたいと考えます。

このようにワクチン接種に一定のめどが立ってきましたので、ワクチン接種の加速化と併せ、コロナによって打撃を受けた地域経済の支援を通じて雇用と生活を守る必要があります。予算を御承認いただいております飲食店を中心にした支援事業をワクチン接種の進展と同時・並列で進めてまいります。町民の皆様には、町内飲食店の割引チケット、花回廊の年間パスポートをこの機会にお求めいただきますようお願いをいたします。

次に、議長からもございましたように、5月1日にオープンいたしましたキナルなんぶについて御報告をいたします。オープン当初もあって町内外の皆さんに大変好評をいただき、5月の1か月間の利用者が1万8,000人を超えました。祥福園が運営されるカフェ、ルポゼのパンも好調で、完売が続いているとお聞きしております。7月7日七夕には、人気のジェラート店、パッチェリービーの2号店、ペルテがオープンしますので、町内外の皆さんにさらに御利用いただけるものと期待をしております。

また、えんがーの富有周辺から花回廊に至る一帯をフルーツロードと位置づけ、南部町の特産である梨、柿、イチゴ、ブドウ、ブルーベリーなどをさらに魅力あるものに仕立てる計画を策定してまいります。コロナ終息後を視野に入れながら、生産者、加工事業者、地域振興協議会、行政機関などが連携し、このキックオフ会議を7月に開催いたします。多くの皆さんに賛同いただき、にぎやかにフルーツロード構想をつくり、花回廊に来園される観光客をはじめ、フルーツの加工品を目的化することで町内に滞留いただく動線づくりと位置づけ、実現に向け官民一体とな

った体制づくりをしたいと考えています。

次に、3月議会以降の火災や災害について報告をいたします。火災発生が2件ございました。4月3日には東町で家庭のごみ焼き中の火が近隣の草に燃え広がる火災が発生いたしました。地域住民の方の初期消火もあって、住宅密集地での火災でしたが、大事には至りませんでした。消防団18名、西部広域消防が出動いたし、消火に当たったところでございます。さらに、4月27日には上中谷早田で山林火災が発生し、南部町消防団32名、西部広域消防が出動し、消火に当たりました。こちらの案件でも地域住民の初期消火があり、大事に至らなかったと報告を受けております。いずれの案件も機転を利かせた町民の初期消火があって類焼を免れたものであり、地域消防の重要性を改めて感じた次第です。梅雨のさなかではありますが、町民の皆さんには、火の取扱いには十分御注意いただきますようお願いをいたします。

次に、人口動態について御報告をいたします。3月1日から5月末の間に出生された方は11人、お亡くなりになった方は40人でありました。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生した子供たちの健やかな成長をお祈りしたいと思います。5月末現在の人口は、1万554人でありました。高齢化率37.82%、5月末現在の今年度出生者は7人でありました。前年同期と比較しますと、前年人口が1万669人でありましたので、この1年間で115人の減、高齢化率の比較では0.74%の増加、出生数は前年と同数であります。

本定例会におきましては、専決処分の承認をはじめ、令和3年度一般会計補正予算、条例関係など13の議案を上程する予定でございます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要なものばかりでございますので、どうか御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。議会の御挨拶とします。どうぞよろしく願いいたします。

午後1時00分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第4回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

13番、真壁容子君、1番、埜田光雄君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

西部広域行政管理組合臨時会並びにごみ処理施設等調査特別委員会について報告をいたします。

去る5月31日、米子市役所淀江支所において、令和3年1月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会が開催されました。

当日の付議事件は2件で、1件目は旧し尿処理施設の白浜浄化場の土地・建物・設備売却に向け必要となるアスベストやダイオキシン類等調査、不動産鑑定や登記に必要な経費1,136万5,000円と、旧し尿処理施設の廃止手続に伴い必要となる衛生債の繰上償還に必要な899万8,000円の合計2,036万3,000円の歳出予算と、同額の市町村負担金を歳入予算に計上する補正予算でした。2件目は、老朽化した淀江消防署配備の特殊水槽つきポンプ車を6,028万円で取得する議案であり、いずれも原案どおり可決、承認されました。

また、同日に民生環境常任委員会が開催され、うなばら荘譲渡に向けた事務の進捗等についての説明がありました。本町でも今議会に議案が上程されておりますが、構成市町村での組合規約の変更の議決を経て8月から事業者を公募し、10月には優先交渉権者を決定し、11月定例会において施設廃止条例案の議決、1月から3月までの間に財産処分案を議決するというスケジュールでございます。

議案書等は事務局で供覧に付しておりますので、御覧ください。

次に、ごみ処理施設等調査特別委員会の報告をいたします。

去る5月7日、淀江支所において、鳥取県西部広域行政管理組合議会、ごみ処理施設等調査特別委員会が開催され、基本構想案のパブリックコメントに係る資料の確認と、基本構想策定に係る今後のスケジュールの2項目について協議されました。

内容は、全市町村参画に伴うごみ処理広域化実施方針の基本構想への追加や、国のプラスチック資源循環戦略に基づく今後のプラスチック類の処理方法の検討に関する事項の修正等、基本構想概要版やリーフレット、そして8月上旬に予定されている基本構想の公表までのパブリックコメント実施や在り方検討会、正副管理者会等のスケジュールでありました。これにつきましても詳細については供覧に付しておりますので、御覧ください。

次に、西部町村議会議長会臨時会を報告いたします。

去る5月14日、西部町村会事務局において、西部町村議会議長会臨時総会が開催されました。

当日は、大山町並びに伯耆町議会議員選挙後の新任議長選出、そして日吉津村議会の議長交代を受け、議長会役員の補欠選挙でございました。

結果は、西部町村会議長会では、会長に山本日南町議会議長、副会長に山路日吉津村議会議長と上原江府町議会議長、監事に米本大山町議会議長と私を選出、また、鳥取県町村議会議長会では、理事に山本日南町議会議長、監事に山路日吉津村議会議長を選出いたしました。

続いて、市町村議会議員特別セミナーについて報告をいたします。

去る4月15、16の2日間、全国市町村国際文化研究所において開催されました市町村議会議員特別セミナーに参加してきましたので、報告をいたします。

今回のセミナーは、講義内容や研修実施体制などコロナ禍における開催を強く意識したものであります。

まず、1限目には、京都大学教授、広井良典氏を講師とした「人口減少・ポストコロナ社会のデザイン」、2限目には、奈良県生駒市長、小柴雅史氏を講師とした「コロナ禍のピンチをチャンスに変える自治体になるためには?」、3限目には、北海道大学教授、野口伸氏を講師とした「これからのスマート農業～新しい地域農業の創生～」、そして最終4限目には、安来市、さぎの湯温泉旅館竹葉女将の木幡美香氏による「令和の戦国武将・今、女将が地域と共に立ち上がる」の4講義がありました。各講義ともコロナ禍での社会や自治体、事業運営についての示唆に富んだものでありましたが、やはりいまだ感染拡大中で致し方ないわけですが、コロナ後の方向性を明確に示すまでには至っていないとも感じられました。

講義資料については事務局に供覧に付しておりますので、御覧をいただきたいと思います。

次に、議員からの報告を受けます。

南部箕蚊屋広域連合議会臨時会、真壁容子君より報告いただきます。

13番、真壁容子君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（真壁 容子君） 真壁です。南部箕蚊屋広域連合議会臨時会の報告をいたします。

去る5月21日、令和3年第3回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会が開催されました。

臨時会では、伯耆町及び日吉津村の議会選出議員の改選に伴う議長及び副議長の選挙が行われ、議長には伯耆町の勝部俊徳議員、副議長には南部町の景山浩議員が就任しました。

また、専決処分について報告がありました。介護保険条例の一部を改正し、令和2年度に引き続き令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる方等への介護保険の第1号保険料の減免を実施することについて承認してきました。

そのほか、議員選出の監査委員の任期満了に伴う新たな委員選出について提案があり、日吉津村の前田昇議員を選任しました。

以上で南部箕蚊屋広域連合議会の報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会臨時会の報告を加藤学君より受けます。

2番、加藤学君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（加藤 学君） 2番、加藤学です。去る5月24日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会臨時会が開催されました。

臨時会に提出された案件は、副議長の選挙と監査委員の選挙でした。これは伯耆町議会選挙による組合議員の改選により行ったものです。両選挙とも議長よる指名推選により決定いたしました。副議長に伯耆町議会、長谷川満議員、監査委員に伯耆町議会、上田博文議員が指名されました。

以上、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会臨時会の報告といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、複合施設建設調査特別委員会の報告を三鴨義文議員より受けます。
8番、三鴨義文君。

○複合施設建設調査特別委員会委員長（三鴨 義文君） 南部町議会複合施設建設調査特別委員会のこれまでの活動経過について報告します。

この特別委員会は、平成28年度から町が計画されている複合施設について、議会としても適

切な事業計画であるか調査研究し、事業実施状況を監視する必要があるとして、平成29年3月議会定例会で当時の井田副議長を委員長とした全議員で構成する複合施設建設調査特別委員会が設置されました。以下、特別委員会というふうには呼ばせていただきます。

経過報告については、町の事業経過と議会の特別委員会の実施状況を並行して報告してまいります。

まず、平成24年頃から南部町公民館さいはく分館の老朽化と雨漏りなどにより、地域から改修や建て替えの要望が強く出されてきたことから、町は平成28年8月からさいはく分館の改修や建て替えについて検討委員10名による検討委員会を立ち上げて、整備計画の検討が始まりました。

議会の第1回特別委員会は平成29年6月22日に、検討委員会が開催された協議内容を聞き取り、整備計画の概要としてさいはく分館建て替えと併せて、隣接する法勝寺図書館の拡充と多様な利用機能を持った複合施設の整備計画が協議、検討されているとの状況説明を受けました。この中で、議会からは20年、30年後を見据えた位置づけをする必要がある。町民の皆さんの声をしっかり聴いて進めることなどの意見を付しております。

8月21日の第2回目の特別委員会では、基本計画のプロポーザル審査結果と検討委員会の協議内容の説明に併せ、住民団体から複合施設の建設ではなくさいはく分館の改修と公民館職員の配置を求めるとの要望書が出ていることについての説明を求め、こうした声も受け止め、今後の計画を検討する上で、町民の皆さんにどういう機能が必要か、職員の配置もどういう形がいいのか今後検討する。検討委員会でも人員配置は重要との意見が出ているという回答でありました。

議会からはいつも住民の皆さんの声をしっかり聴いて進めることを意見してまいりましたので、9月27日には住民ワークショップでのアイデア出しが開催されております。

12月15日の第3回特別委員会では施設整備の概要の図面を提示され、現時点での機能配置の説明を受け、ヴィレステひえづの視察調査を行いました。

平成30年2月に開催した第4回と第5回の特別委員会では、施設の配置計画、面積提示を受け、利用の仕方についての意見交換をいたしております。その後、町は基本計画に対するパブリックコメントを3月から4月にかけて実施され、基本計画を公表して広く皆さんの意見を求められました。

平成30年5月15日の第6回特別委員会では、パブリックコメントで寄せられた意見と事務局の説明と基本計画の変更箇所の確認と土地費用の試算が提示されました。

平成31年1月24日の第7回特別委員会では基本設計案が提示され、機能の利用エリアが見

えてきた中で、管理運営と管理のための人員についての説明を求め、今後さらに検討していきたいとの回答まででした。

町では3月20日、さいはく分館において複合施設整備事業説明会を開催して、施設の概要と今後の予定を町民の皆さんに説明されてきています。

令和元年度になって9月19日の第8回特別委員会では施設の機能配置や規模がほぼ固まり、説明を受ける中で、委員からも具体的な意見も出されました。オオサンショウウオの展示とか板祐生コレクション、安部朱美さんの作品展示など、今、実際に展示がされています。

ここまで、平成28年度から延べ10回の検討委員会と議会の特別委員会を8回開催しながら、町民の皆様や各関係機関の意見を踏まえて複合施設の設計も出来上がり、令和元年3月30日の臨時議会で建設工事7億8,980万円、電気工事1億2,188万円、機械設備工事1億6,830万円で契約の承認がされ、建設工事がスタートいたしました。

令和2年度からは複合施設整備検討委員会に代わり、新しい6人の委員による複合施設活用検討委員会が設置され、名称の募集やロゴマークの選定によりキナルなんぶも決まりました。議会も令和2年10月の議員改選で新しい議員に替わったわけですが、今後とも完成まで特別委員会を設置すべきと決定し、施設完成まで継続してまいりました。

令和3年3月26日完成、5月1日にオープンを迎え、議会の複合施設建設調査特別委員会も5月25日にこれまでの経過と総事業費12億5,107万772円を確認いたしました。その後、オープン後の完成した施設の現地視察を行い、建設調査と監視という特別委員会の目的を完了いたしましたので、この6月末で複合施設建設調査特別委員会は解散いたします。

今後も複合施設キナルなんぶのコンセプトである学び、交流、情報の拠点としてさらに皆さんにより身近で利用しやすい施設になりますよう期待して、南部町議会複合施設建設調査特別委員会の報告といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 報告第3号

○議長（景山 浩君） 日程第5、報告第3号、令和2年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。報告第3号、令和2年度南部町一般会計繰

越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり令和2年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書を議会に報告する。

次ページを御覧ください。なお、この件につきましては、令和3年3月議会定例会におきまして、繰越明許費設定の議決をいただいているもの及び専決処分をしたものでございます。

繰越明許費繰越計算書については、全17事業となります。

繰越額につきましては、11億7,467万4,041円となります。中身についてはお読み取りをいただきたいと思います。以上、報告といたします。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第3号、令和2年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第6 議案第40号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書1ページでございます。議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）です。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和3年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。それでは、南部町税条例等の一部を改正する条例について御説明いたしますので、配付をしております改正条例新旧対照表で説明をいたしますので、御準備をお願いします。

初めに、1ページ目です。1ページ目の第24条第2項は、扶養控除について国外に居住する親族の取扱いの見直しが行われ、原則30歳以上70歳未満の方は扶養控除対象外とすることと

なったことから、個人町民税均等割の非課税限度額の算定で考慮する扶養親族の規定を扶養控除の取扱いと同様とするものでございます。

次の2ページの第36条の3の3の第1項と、ページが飛びますが、4ページ目の附則の第5条の所得割の非課税の範囲等の改正につきましても、同様の理由により改正するものでございます。この施行期日は令和6年1月1日としております。

次に、元の1ページ目に戻っていただきまして、1ページの第36条の3の2第4項と、次のページの第36条の3の3第4項と、3ページの第53条の8第1項第1号と第53条の9第3項とその下の第4項は、給与所得者及び公的年金等受給者に係る扶養親族申告書、退職所得申告書の電子提出における税務署長の承認を廃止して、申告書を電子的方法によって提供する場合の手続の簡素化をするための改正でございます。施行期日は令和3年4月1日としております。

次に、4ページ目です。第81条の4は、軽自動車の環境性能割の税率について、現行の令和2年度燃費基準から新たな10年後の令和12年度燃費基準の下での適用区分に変更となるため改正するものでございます。

10ページの附則第15条2の2第2項の改正につきましても、税率区分の見直しに関係した改正となっております。この施行期日は令和3年4月1日となります。

次に、戻っていただいて5ページ目です。附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例として、平成28年度の税制改正で創設されました特例の適用期限を令和9年度まで延長するための改正でございます。施行期日は令和4年1月1日としております。

次に、その下の第10条の2の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合です。これは国が一律に定めていた地方税の特例措置について、各自治体において条例で定めることができる仕組み、通称わがまち特例という規定となります。この第10条の2第1項は固定資産税の特例措置となりますが、平成30年度に生産性向上特別措置法の規定により、町の計画に基づいて行われた中小企業者さんの一定の設備投資について、特例により課税標準をゼロにする規定を設けましたが、適用期限が令和2年度末まででしたので、この1項の規定を削除して令和2年6月の条例改正で第2項に規定を設けました、新型コロナの影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するための特例措置の規定を第1項とし、引き続き課税標準はゼロとして、この特例の適用期限を2年延長するものでございます。施行期日は令和3年4月1日としております。

次に、その下の附則第11条からはぐっていただいて、第9ページ目の第15条までは固定資産税の関係になります。固定資産税の評価替えに伴って現行の制度を令和5年度まで延長するた

めの改正でございます。ただし、6ページの第12条と8ページの第13条につきましては、新型コロナウイルス感染症によって社会経済活動などを取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえて、令和3年度に限りまして負担調整措置等による課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く規定を設けております。施行期日は令和3年4月1日としております。

続きまして、10ページに移ります。第15条の2は、軽自動車税環境性能割について、自家用乗用車を取得した場合、税率を1%分軽減をする特例措置について適用期限を9か月延長して、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする改正でございます。施行期日は令和3年4月1日としております。

次に、10ページの第16条から13ページの第16条の2までは、軽自動車税種別割のグリーン化特例について適用期限を令和5年3月31日まで2年延長して、令和3年度及び令和4年度に初回の車両指定番号を受けた自家用乗用車を除いた3輪以上の電気自動車及び排出ガス性能の優れた天然ガス軽自動車並びに営業用乗用車に限っては、排出ガス性能及び燃費性能の優れたガソリン軽自動車について、翌年度分の取得した翌年度分の種別割の税率を軽減する改正でございます。この施行期日は令和3年4月1日としております。

次に、14ページの第22条は、東本大震災で滅失となった家屋の敷地であった土地についての固定資産税の特例について、適用期限を令和8年度まで延長する改正でございます。施行期日は令和3年4月1日としております。

次に、その下の第26条は、所得税において一定の期間内に住宅の取得等に係る契約を行い、令和4年12月末までに入居をした場合、控除期間13年の住宅借入金等特別税額控除の適用となる措置が講じられることに伴って、当該措置の対象者について、住宅借入金等特別税額控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人町民税から控除するための改正でございます。特例適用は令和17年度まで延長となります。施行期日は令和3年4月1日としております。

次に、15ページの第2条の改正についてでございます。第2条につきましては、昨年度、令和2年度税制改正で国の法人税の連結納税制度の見直しに併せて地方税法でも主要の改正が行われ、南部町の税条例では第48条の法人町民税の申告納付などの法人町民税関係の条文中の項番号のずれの整備を行いました。令和3年度においてもさらに連結納税制度の見直しに伴う対応のための改正が行われたため、項ずれとなった箇所を整備しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）を採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第41号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計補正予算（第13号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書11ページでございます。議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計補正予算（第13号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度南部町一般会計補正予算（第13号）について、次のとおり専決処分をする。令和3年3月31日付でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、予算書のほうで説明をまいります。

議案第41号

令和2年度南部町一般会計補正予算（第13号）

令和2年度南部町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,835千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,619,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月31日

専決 南部町長 陶山清孝

.....
そういたしますと、4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。1、追加でございます。広域基幹林道事業1,418万8,000円の追加でございます。

次に、第3表、地方債補正の変更です。起債の目的は、子どもの広場整備事業（一般単独事業債）です。補正後の限度額を780万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

続きまして、歳出から御説明をいたします。9ページを御覧ください。主なものを説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、8目基金管理費です。1,051万6,000円増額し、9,493万4,000円とするものです。これにつきましてはがんばれふるさと寄付金ほか令和2年度に積立てを行う基金への積立金の増によるものでございます。

同じく9目企画費は193万4,000円減額し、5億5,584万円とするものです。これは西部広域行政管理組合への負担金の額の確定による増額と、宅地開発促進事業をはじめとする各事業実績による減額となっています。

11ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は361万8,000円減額し、5,295万9,000円といたします。これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業におきまして、令和2年度から接種を行う予定で予算計上していた病院等への委託料の減額と、感染症対策事業における物品の購入実績による減額となります。

2項環境費、2目環境対策費です。102万3,000円減額し、836万円とするものです。

これは自然エネルギー等活用促進事業の補助金の申請数の確定による不用額を減額するものでございます。

12ページを御覧ください。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費です。3,535万6,000円減額し、1億4,912万5,000円とするものです。これにつきましては各事業の補助金額の確定による不用額の減額となります。

13ページを御覧ください。2項林業費、2目林業振興費でございます。861万6,000円減額し、3億4,725万2,000円とするものでございます。これにつきましても事業実績による事業費の減ということになります。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費は2,645万4,000円減額し、9,023万8,000円となります。

14ページを御覧ください。これにつきましては新型コロナウイルス対策として行いました各事業の実績による不用額を減額するものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費でございます。162万6,000円増額し、8,984万1,000円とするものでございます。これにつきましては除雪の実績による増額となります。

6項下水道費、1目公共下水道費でございます。893万1,000円増額し、7,539万5,000円とするものでございます。これにつきましては実績によります繰出金の増額となります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は300万円減額し、2億1,315万8,000円とします。これにつきましては児童生徒就学援助・奨励事業での実績による減額となっております。

次に、歳入を御説明いたします。6ページを御覧ください。主なものを御説明をいたします。10款地方交付税です。8,792万6,000円増額し、33億5,694万1,000円とするものです。これは特別交付税の交付額の確定によるものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、261万8,000円減額の166万9,000円となりました。これにつきましては新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業での実績による減額となっております。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は3,225万4,000円減額し、19億8,017万5,000円とするものです。これにつきましては地方創生推進交付金が521万4,000円の増、地方創生拠点整備交付金が692万3,000円の減、新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金が3,054万5,000円の減となっています。いずれも歳出側の事業の実績によるものの減額でございます。

15款県支出金、2項県補助金は、いずれも歳出側の事業費の減額に伴う収入の減となります。

8ページを御覧ください。18款繰入金、2項基金繰入金、2目減債基金繰入金です。決算見込みによりまして9,300万円減額し、1億8,400万円とするものです。以下、お読み取りをいただきたいと思えます。

16ページを御覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして66億7,756万8,000円となります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

提案に対し、質疑はありませんか。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。ちょっとこの専決処分についてお伺いをしたいと思います。

私も長年公務員をやっております、こういう専決処分が出たのは初めてでございます。といいますのが、農業関連ほか非常にたくさんの減額補正が専決でされている。これは本来なら3月補正でやるべきではないかというようなものまでこの専決でやられている。

本来、専決というのは、私が解釈しておりますのは、やむを得ない緊急なものを予算措置、または条例でもやっていかなければならないものに対して議会が開けないと、臨時議会が開けないような状態のときに専決をして、後から議会で承認を求めるもんだと私らも思っておりますが、この今回の、なぜこのようなたくさんの減額補正が出たのか、専決で。その理由を教えてください。

それから、もう一点は勉強のためです。専決の規定ですね、それについて御説明をお願いしたい。以上です。

○議長（景山 浩君） 質疑に対する答弁は。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。米澤議員おっしゃるとおりで、専決につきましては会議を開催するいとまがない場合にしたいとか、そういったことになろうかと思っております。

今回の農業施策をはじめとする専決で減額補正がかなりあっております。このことにつきましては基本的には米澤議員おっしゃるとおり、3月補正でありますとか、1月、各それぞれの補正の時期に対応して減額を補正するといったのが本来だというふうに思っています。今回につきましては、こういった多くの、毎年こういったことも出てきておまして、この辺り、予算を作成する私ども財政側の人間としましては、なるべく早い時期に不用額につきましては落とす、そういった指示をしておりますし、管理職会の中でもそういったことを話をしているところでございます。

専決の考え方としましては、本来なら臨時議会を開いて皆さん方にお示しをして承認をいただくという行為がまずもって本来のところでございます。それに間に合わないとか、緊急性があるといったところで議会を開くいとまがないとき、そういったときには専決処分をしてもよいというような取決めになっておりますので、御報告といいますか、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 今後あんまりこのようなことはないように総務課長から各課長にもきちんとよく言って、今後このようなことはないように極力お願いしたいと思います。以上。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 専決された一般会計補正予算（第13号）になるんですが、ここについてお聞きしたいことがあります。

先ほど米澤議員も指摘したように、本来であれば補正予算は委員会付託等で減額、ないしは増額についてしっかりと聞いて審査をしていくということなんですけれども、こういうふうに専決なされたところでは本会議場で聞くしかなくなってくるわけですね。

とりわけお聞きしたいのは、これがもし3月議会までにしといてくれて、次の令和3年度の予算を組むときの教訓としてどうだったのかということもきちんと踏まえないといけないよなと思うことがあるもんですから、そこをしっかりと説明してほしいと思うのです。例えばこれは説明資料の12ページ、予算書でいけば何ページでした、企画の宅地開発促進事業、これが1,000万円が丸々減額の1,000万になっているんですよ。私は、こういうことを専決でされても、この期間、令和2年度中に2社ほど会社に来て、これは絶対何とかなるよというふうにも聞いてたんですね。それがこんなふうの下りていますが、これは結局は令和2年度でできなくて3年度に引き継いだってということになるんでしょうか。

これは町長にお聞きしたいんですけれども、この宅地開発の促進事業ができるときにも様々な意見があったわけです。例えば4社を町内で4区画以上の住宅用地を造成して分譲する民間事業者にするというやり方よりも、例えば個人が自分とこの集落の田んぼや畑をするときの、1軒でも造成してそこに住もうという人たちに補助したほうがいいのではないかと、町としては合ってるんじゃないかっていうことを意見として出させてもらいましたし、その検討をも進んでいるのかと思ったんですけれども、令和2年度減額で次もまた入れてるわけですよ、令和3年度も。これについて町長は見直すつもりあるのか。

それと、めどですね、令和2年度はどういう状況でこの事業はいくと言ったのにできなかったのかという経過説明してもらって、この事業についての見直し等は考えていないのかということ町長にお聞きしたいと思います。

2点目が、これも金額の大きかったところを言います。40ページの農地中間管理機構の集積協力金交付事業というのあります。これも予算から見て補正額がほとんど多いわけですよ。これはやはり予算組むときにはきちっとそれなりの見積りをしてしたと思うんですけども、こういうところについてはしっかりと説明されておくべきではないかと思うんです。その説明を求めますね。そういうこと言えば、農林業等についても本当はしっかりと、専決で済ませてしまうのではなくて説明が要るのではないかというふうに思っております。

次に、46ページも、これも企画になるんでしょうか、プレミアム商品券の発行事業ですね。5,422万6,000円のうち、減額の1,672万7,000円、これ何%に当たってくるんでしょうか。約3割近いぐらいになるんですか。これについてはこんなふうに減額してきたものが、結果として今回のコロナウイルスの臨時交付金として返していくということになっているわけですよ。こういうときに、例えばこれは2月までだったから大変だと思うんですけども、実績を見ながらいけなかった場合には予算の組替え等をして、いわゆるコロナウイルスの交付金を有効に使うということできないのかっていうことも含めて聞きたいんです。一つは、この数字について、プレミアム商品券の発行事業がこの数字にとどまっているということについての見解と、こういうことについてはきちっと当初の見通しから見てどうかと思いながら予算を組み替えて有効に使うということもできなかったのかということについてお聞きいたします。

4点目、これ最後ですけれども、これは教育委員会関連になるんですけれども、就学援助の件です。この令和2年度で教育委員会が新型コロナウイルスに対応するときに、いち早くこの枠を広げて対応されてきたことについてはいい取組をされたなというふうに思っています。結果、20人近くしたって1名しかいなかったということなんですよ。これは現状に合ってるかどうか

ってつかむのなかなか難しいと思うんですけども、枠を広げてそれをやっていく姿勢というのは私はいいなと思っているんですけども、この今年度想定していた新規の就学援助数が実際より少なかったと。この数字を見てちょっと驚いたんですけども、これ結構差があるわけですね。これについてはどんなふうにお考えですか。例えば家庭での所得状況とか変化があるというような傾向があるのかどうかという点をお聞きしたいと思うんですけども、どんなふうに捉えているのでしょうか。

以上、この4点についてお伺いいたします。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。1点目の宅地開発促進事業についてでございますけども、経過についてです。

令和2年度は御相談がありまして、1か所についてはなかなか地権者の方との単価の折り合いがつかないというような事情を聞いておりましたし、もう一か所については一部農業振興地域の用地が含まれるということで、今年度間に除外の手続が済めばそのまま申請に入れるという流れの中で令和2年度来たんですけども、産業課との協議の中で県のほうの除外の手続のほうの審査が予想以上にちょっと不測の日数かかるということで、令和2年度内には完成しないということになりましたので、今回の専決での対応で1,000万落とさせてもらったという流れで、令和3年度の当初にもそのまま継続で盛り込んでいるという事情でございます。

それから、4区画以上の開発に伴うところではなく、それぞれ個人の方でも補助をしてあげてはどうかというような見直しがというところでございますけども、これについては現在、定住促進の事業にも合わせましてそういった拡充策を検討しているところです。宅地の部分のこの開発というところはしっかりこれからも維持しながら、個人の方々へどういった形での補助ができるかというのはもうしばらく検討させていただきたいという具合に考えています。

次に、プレミアム商品券の数字の見解ということでございます。これは確かにプレミアム商品券の購買率というところでいいますと57%ございました。この数字の分析については……。それまでに子育て応援商品券のほうは94%、95%というところで皆さんが引換えをしていただいたということになります。町内で郵便局を活用して分散でお買い求めができるような対応を取らせていただいたんですけども、私もバスの説明会であったり協議会だったり、ちょっといろんな方々と出会う場面で買われましたかというようなところを聞いたら、実際にはプレミアム率というよりは使うお店というところの話もありましたし、それから一番多数私が聞いたのは、ふだんの日には働いとうけん郵便局じゃ買えれんだがんと。土日がどっかで買えればそこで買え

たのになという御意見は少し多めの御意見を個人的には聞いているところがございます。その辺を踏まえて今後こういった、今年度も1人5,000円の配付とかあるんですが、プレミアム商品券的などところは今回の実績を踏まえ、またやり方だとか、それから情報の発信の仕方というところを改善していきたいなという具合に考えているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。まず、農地中間管理機構の集積協力金の交付事業についてです。こちらのほうは集落内の農地をまとめて機構のほうに貸し付けて担い手のほうに集約するというような事業になっておりまして、昨年度、令和2年度、2集落について説明会のほうをさせていただきました。その後、集落内で協議を進められた中で、1地区につきましてはなかなか集約ができないと、まとめることができないということで断念をされました。残りのもう一集落につきましては話がまとまりまして、今年度この事業に向かっていくということで予算化のほうもさせていただいております。

それから、農林関係の予算でたくさんの専決で処分をさせていただくということで、減額させていただくということとなっております。毎年、県の翌年度要望というのが秋頃にあります。それに向けまして、農業法人であったりとか集落営農組織、それから認定農業者の方に案内を出しまして、翌年度整備をしたい機械等がないかということで聞き取りのほうをさせていただいて、それをまとめたものを県のほうに翌年度要望として上げさせていただきまして、町のほうで予算をしてるというようになっております。

年度が変わりまして要望はされていたけれども、取り下げるという方もおられますし、今年度ではなくてその翌年度に着手したいという方もおられます。また、年度途中で別の事業を利用して使いたいということの相談もありますので、年度途中で取り下げたからといって減額をするということがなかなか難しい面がありまして、今回専決ということになっております。ただ、中には3月補正で落とせるものも当然ありましたので、そちらのほうは私のほうで落とせなかったということに結果的になってしまいました。何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の件でお尋ねがございました。これにつきましては交付金としては国に実施計画を上げる必要があります。その実施計画に載っている範囲でございますと、流用といいますか別のお金を使うことが、別に使うことができるということになっておりますので、どちらかといいますと減額の時期によってそれが違ってくるんだらうなというふうに思っています。そういった対応

をしていることもありますので、そういった流れでやらせていただいております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。新規の就学援助世帯数の件につきましては、なかなか所得変化の状況につきましては単年度ではつかみにくいという実態があります。ですので、毎年学校規模に合わせて大体各学年1から2世帯を想定して予算要求をさせていただいております。そうしたところ令和2年度はこのような状況であったというところでございます。今後もさらに広報に努めるとともに、窓口での相談業務等一層充実させて、皆様の心配に手の届く、そういう事業にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点目のいわゆる4区画に1,000万という件ですよ。例えば、町長、どうでしょうか、これ意見も出たんですよ。4区画するといえ、町が動いて、職員が動いて業者とも交渉せんといけんし、今度4区画するんだったら道路をどうするか等も考えないといけないだろうし、それを比べたらたとえ1軒でも自分とこの近くの田んぼや畑を崩してその造成費用に充てるんだから、手を挙げた人に対して補助金出していくというやり方のほうがうんとしやすいと思うんですよ。職員かって来るか来んか分からへんようなところに手を焼いて手続どうするのかということ、職員の手を取られずにするののほうが町にとってもいいし、住民から見ても近くにこの間もあったんですよ。よそに出ようかと思っても自分とこの集落で田んぼを埋め立てて造成して1軒建てると。こういう方に補助していくほうがうんとやりやすいと思いませんか。要は業者助けのためのお金ではなくて、人口増のための金額なんですよ。だとすれば、せっかくそういう声が上がっているのになぜそこにこだわるのかというのが分からないんですよ。4区画をすることによってすることのメリットって何なんですか。かえって職員の手が取られて遅くなっているのではないですかということについて、町長ちょっとお考え聞かせてくださいね。

2点目の、これ順番でいいですね。農地中間管理機構の件や農業については毎回この専決のところで農業関連の予算が削られてるよねって話、いっぱいするわけですよ。確かに年度当初の要望から変わってくることもあると思うし、機構や何らかでの農業の先行きが見えないことあると思うんですけども、町長、毎回、毎年同じことしてて私、率直に感じますのは、今のこのような農業政策の在り方が南部町の農業や農家に合ってるのかってということについてどんなふうにお考えですか。毎回同じことが出てきてて、要は何言ってるかって、集約せ、集約せってずっと

言っていってるんですよ。その一方でどんどんどんどん年取ってきた方々が、集約していくといっても、自分たちの負担もできないしというところで困っているところ見たら、私は一層こういうことが加速してくるのではないかと思うんですけど、町長は、今回仮にこれ専決になって、決算でも出てくるんですけども、こういうふうに専決せざるを得なかった状況というのはどんなふう
に捉えているんですかということをお聞きいたしますね。

それから、プレミアム商品券の発行、分かりました。課長がつかんできたのは、いわゆる郵便局だとなかなか平日行けないということと、町内で使うお店が少ないもんだから使い勝手が悪いという件ですよ。

それと同時に、私は1軒ごとに5,000円ずつとか配るというのは、なるほど、公平で平等かなというように思うんですけども、町長、プレミアム商品券というのは往々にしてお金が元になりますからこの50.何ぼの達成率から見た場合、利用勝手についてはあんまりよくなかったのではないかっていうことと、もう一つは、プレミアム商品券を数打つときの注意しないといけないことは、下手したら小さいかもしれませんが、その地域での格差も生まれていくことになっていくという事は分かりますよね。お金がなかったら買えないもんですからね。そういうことから見た場合、この先行きを見ながら動向を見てコロナの交付金がこの程度までいこうと思おうときに、ほかに国に申請しているコロナの政策に回すというようなことができなかったわけですか。すごく不思議なんですよ。分かるけれども、様子見ながら大体これだったら先行き分かるんちゃうかなと思うようなことが、手が打てないのかということですよ。何ぼでもしてほしいことあるんですよ。上げてなくても、項目上げているんだったら、そこに流用できるというんだったら、そういうことをするという事も絶えず考えてらっしゃると思うんですけども、その点についてどうだったのかということをお聞きします。

それと、教育委員会ですけども、そういう回答が返ってくるだろうなと思ったんですけど、これやっぱりちょっと見てどう思います。毎年から比べて、こんなに新規の就学援助数より少なかったというのは、全国的には就学援助増えてるんです、コロナで。何でほな、南部町だけがこういう数字出てくるのかというの分からないんです。去年と比べて、どっかしなかったことあるんですかとは言いませんけども、何か違ったことってあるんですか。そうではなくて、うんとうんとみんなに言っていたんだけど、結果として手が挙がったのこれだけだったということなんじゃないでしょうか。ちょっとその辺の説明してください。以上です。

○議長（景山 浩君） ちょっと休憩します。

午後2時14分休憩

午後 2 時 1 4 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。3点について私の見解を申し上げます。

まず、全体を見渡して町長に与えたこの専決をむやみに使うということは、議会に対してのチェック機能を奪うものでございますので、決して褒められたものではないという具合に思っています。できるだけ定例議会、臨時議会等で十分な御審議をいただくように、今後とも職員に対して指導していきたいと思っています。

その中で3点申し上げるわけですが、まず、宅地開発のこの造成の問題です。1軒では駄目なのかという御意見もありましたけども、利益は移住して来たり、それから町内の中で宅地を求められてる方に良質で安い住宅を提供したいということに対しての補助をするものでございます。複数、特に4軒というもの、それ以上であれば中に管理用の道路であったり、水道施設であったり、いろいろな公共的な機能を持ったものを用意せざるを得ないということになります。これに対して、町が管理、監修をし、いいものを造ってもらうというところに補助の視点を設けて、そのことによって補助をすることによって単価を安くしてもらう、こういう考えでございます。業者のほうも非常にこの制度に対していい当たりを持ってるといのように担当課のほうから聞いていますので、改善すべきは改善しなければなりませんけれども、南部町の中に、住民の皆さんからよく言われるのは、住宅の開発地がない。だから、入ってきたいだとか家を建てたいという人に対応ができないじゃないかという御意見もたくさん聞いております。ちょうど農振の変更を昨年度行い、いろいろの事務手続があって今年の秋ぐらいまで農振がいじられないというような状況になっているという具合に聞いていますので、農業振興のこの振興区域等のゾーニングとも併せながら、南部町のこの住宅地をどこにどういう具合に提供していくのかということも重大な課題だろうと思っております。勝手に至るところにミニ開発をしてもらってはならないわけですし、それを規制し、または指導する上からも、一定の補助事業を使いながら指導していく必要があろうと思っています。

中間管理機構と農業の問題です。いわゆる担い手に集約させながら農業を次世代につなぐという政策についてはこれまでも申し上げてますとおり、私はやっていかなければならないと思っています。約半分の農地が今集約化につながっています。今後残っていく農地をどう使っていくのかということにつきましても、産業課を中心に中間管理機構、農業委員会とも十分に相談しながら

ら詰めていきたいと、こう思っています。

3点目のプレミアム商品券につきましては、私も思った以上に低調だったなと反省しております。どこに課題があったのか、問題があったのかを含めながら反省し、来る時期の事業についてそれを十分に生かしていきたいと、このように思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。就学援助につきましては、議員御指摘のとおり全国的にも率は上がっております。本町におきましても、私が以前おりました平成の26年頃は5%台の就学援助率でございました。それが現在、令和2年度になります。14.0%、倍以上の就学援助率になってございます。私の肌感覚からしても、このコロナ前後含めて非常に経済状況は厳しいということでこういう予算をお願いしたわけでございます、コロナに関しても。

しかしながら、実際のところ令和2年度についてはこういう実績だった。議員がおっしゃるように、やり方を変えているわけではございません。しかし、実態としてこういう数字が出てまいりましたので、さらに様々な広報の仕方であるとか、給食費等々の関連とかいろいろなところで、やっぱりなかなかこういうことをダイレクトにやりづらい部分も、やっぱりどこかであるんだろうなというふうに思いますので、より一層取り組んでまいりたいというふうに思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点、宅地開発の件です。町長がおっしゃられたのは良質で安い造成地を提供したいということと、4軒以上集まったほうが公共的なものについても便宜が図れるんだと、そういうふうにおっしゃったわけです。

そこでお聞きするんですけども、この便宜になるというのは、例えば公共下水あるとこないとこありますけれども、水道を引いたりするときには、今、1軒だとなかった場合は全額負担しますよね。そうではなくて、その負担に何か補助があるというのではなくて、4軒分だと4軒で割れるから便利なんだと喋ることを言ってるわけですか。それとも、何らか固まった形だと町のほうがお金を出して仕事ができるし、補助金等が出るというようなことをおっしゃってるんですか。そのどちらなんですかっていうの聞いたかったの。

もう一つは、なるほど、来るに4軒、5軒があったほうがいいのかもかもしれませんが、町長のおっしゃった理由から1軒に造成するときの補助を出せない理由にはならんと思うんです。ならない理由は、一つ、むやみやたらに開発されたら困る。1軒でも開発というんですか。いっぱい農業振興法とかあって建つ場所も農地なんかは決められています。そこをクリアしないと建たない

んです。それを乱暴な開発といいますか。私はどうもその辺がしっくりこない、ちょっとお答えできませんか。少なくとも住民が望んでいるのであれば、それ並行しながら様子見たらいいのではないかと思うんですが、そこに踏み切ることではできませんか。この間、2年以上ある中でも家が建ってきています。その方々が本当に選択した中で、よりよく住みやすいためにしていくのには、そういう補助方法があってもいいのではないかと思うのですが、どのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。1軒を御自宅の近くに息子さんが家を建てるといった場合には三世代同居の補助金が使えます。今、真壁議員が言われる理屈から言えば、個人が宅地開発をして第三者に土地を売ると、そういう想定でない限りは地域の皆さんが、今、町内にかなり三世代同居に対する補助金広げていますので、地域の皆さんの御家族が家を建てられる場合であれば一定の補助は出るのではないかなと思ってます。出ない場合という想定であれば、それは今後の中で考えていかなくちゃいけないと思いますけれども、ただ、御自分の土地を別のところに建て直すだとかという場合、いろいろな考えがあると思いますけども、ぜひとも地域の中で不合理が出ないような制度にしなくちゃいけないと思っています。

私が今、視点、設けてますのは、人口減少に対して外に出ていく人や、それから外に出ていかに南部町内に家を建てていただく、または外から南部町に土地を求めていただく、その皆様にできるだけ安くて良質な住宅地を提供するためには複数の住宅地を開発していただくことが大事ではないか。それは道路の公共財であったり、水道管の布設であったり、下水道であったり、そういうものに対して多くなると町が最終的に移管を受けます。町が寄附として受けるわけですね、道路を。最終的な管理が町に来るという可能性が非常に高いものもたくさんあると思っています。そういうものに対して適正な管理をするためにもそういうところに補助を出しながら、優良なものを安く造っていただくのに今、補助を出してるどころだと考えています。

いろいろなところの視点に立って補助事業というものはいいんでしょうけども、先ほどから言ってますように南部町内の皆さんが米子に出ていったりしないために、または外から南部町に入って人口減少に歯止めをかけられるような施策の一環としてやっているところです。その視点に立って、もっとこういう視点があるのではないかということがあれば町のほうでも積極的に考えていかなければならないと、このように思ってます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私のほうはすみませんが、産業課に特化して

ちょっと聞いてみたいと思います。

今日の午前中の全員協議会で総務課長のほうから事業説明書一つ一つを丁寧に説明してもらったんですけど、その中で産業課の部分です。まずはがんばる農家プラン、それから果樹生産振興事業、それから新規就農総合支援事業、それぞれ農業者に対する支援の事業なんですけれど、これら、このほか後で言う分も全てなんですけど、提案理由が事業実績により不用額が生じた。これは当然のことではあるんですけど、この中の不用額はいいんですけど、事業実績が実際どうであったのかということを示していただきたいというふうに思います。

それと、農林業の基盤整備補助金交付事業というのがあります。これについてはほとんど満額で事業がされています。これは農地を守って農業の生産継続を図る基盤工事についてなんですけど、今の現状の南部町の農業が、これが本当に物語っているのかなって感じがします。やはりそういった機器類、それから用水路、農道、ため池等々、本当に古くなってきているというこの現状が物語っていると思いますけれど、町として今後どのような対応をしていかれるつもりなのか。

もう一点です。これは国から出ます森林環境譲与税の中で、森林整備地域活動支援事業、これは林業計画書を作るものなんですけれど、この執行率が非常に悪い。これが悪くなると森林整備促進事業、これ間伐を実際にやっていく事業なんですけれど、これももちろん落ちてきている。これは前年度が多かったのか、45%の執行率なんですけれど、それにしてもやはり里地里山を守るべき南部町にとってこの執行率というのは非常に私としては危惧するところなんですけれど、その点について説明をしていただければと思います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。まず、事業説明書の29ページですかね、がんばる農家プランの関係ですけども、表のほうにまとめさせていただいてまして、認定農業者A、Bの方はそれぞれ前年度に要望取りまとめまして、こういう要望が上がってきまして予算化させていただきましたけれども、お二人ともこの事業は使わずに御自分で購入するというふうに言われました。ちなみに、中古の機械を、購入のめどが立ったということで、そちらのほうで対応したいというふうになっております。

それから、認定農業者Cの方ですけども、PR資材のほうで予算を組んでましたけれども、そちらのほうじゃなくて自動餅つき機のほうが何とかならないかということで、これの相談がありまして、予算上はやめられた方がありましたので、そちらのほうで使わせてもらって県のほうに申請を上げたら通ったということで事業の実施をしております。寺内農場さんは予定どおりコン

バインのほうを購入されております。

それから、続きまして30ページですかね、南部町の果樹生産振興事業になっております。こちらのほうは農協のほうが各生産者のほうから取りまとめをしまして、一括で申請のほうを上げております。すみません、年度当初の計画の表がありませんので、どこがどう変わったかというのはちょっと分かりにくくて申し訳ないんですけども、結果的に表にまとめたとおりの事業に使わせていただきまして、最終的に補助金としまして600万ほど減額をさせていただいたということになっております。

それから、32ページの新規就農総合支援事業ですかね。こちらのほうは次世代の投資資金の関係です。こちらのほうは1名利用していただけてますけども、こちらの方が年度の半分で、最初5年間の5年目が終わるということですので、150万の半分の75万円を支出させていただいてます。それから、就農条件整備事業のほうで運搬車を購入したいというふうに聞いていたけども、こちらのほうも取り下げられたということで支出がございません。

それから、森林関係のほうですかね、42ページの森林整備地域活動支援事業になっております。こちらのほうは森林組合さんのほうが森林経営計画のほうを策定するというので、地元のほうに説明に行ったりとかしておられましたけれども、思うように進捗がしませんでした、なかなか協力が得られないという方も中には当然おられますし、いわゆる林班の一団の団地ということで実施ができないということがありまして、申し訳ないんですけども290万ほど減額をさせていただくというふうな結果になっております。以上です。よろしく申し上げます。（「もう一点、農林業基盤、現状」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。すみません、35ページ、農林基盤整備補助金交付事業になっております。こちらのほうは昨年度、2回だったと思うんですけども、補正予算で上げさせていただきまして、追加、追加で予算を認めていただいているものです。年度途中のほうで地元のほうから相談があり、その相談を受けて県のほうに、県の交付金の枠がありますので、そちらのほうを聞きながら予算化をさせていただいております。確かに議員言われるとおり、かなり各施設、農業用の用排水路にしても非常に県営の圃場整備からいきますとかなり年数がたっておりまして、時間もたっておりまして非常に老朽化が進んでるとするのは当然認識はしております。この事業も当然使っていただきたいというふうに思いますし、中山間やための事業がありますので、そちらのほうも活用していただけて維持管理に努めていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。なぜ私、それ聞いたかという、これまでも結構産業課って最後のこの専決のときで、さっき米澤議員が言われたように今までもずっと出てきていました。そのときの説明はどちらかという、いや、実はまだ申請している人があって、これをぎりぎりまで予算を待って、最終的に専決になりましたというような説明だったと思うんですけど、今の説明からいけば、やはり米澤議員言われたようにもうちょっと早く補正を組んで専決を少なくしておいたほうがよかったのではないかなという感じがします。それぞれ農業支援、林業支援、やはり相手がある、相手を探しながらということで大変だと思うんですけど、やはりその辺はぜひとも頑張ってください、南部町の主要産業である農業、林業というものを頑張してほしいと思うんですけど、お願いをいたします。これはお願いしておきます。

林業についてですけど、西部森林ということでしたけれど、西部森林は南部町だけではありません。南部町以外、米子市、旧岸本町、境港まで幅広くこれを活用しながらやってるわけです。そこで、町としてももっともっと協力をしながらやっていくべきではないかなと思うんですけど、その点についてはどういうふうに考えてますか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。議員言われるとおりでと思っております。積極的に森林組合と協議を進めながら、積極的に事業の推進ができるように努めていきたいというふうに考えてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 細田です。僕、2点です。

一つは、議案書の6ページにあります地方交付税、今回補正で全部で33億5,600万有余入っておりますが、予算に対してこれは妥当な地方交付税が入ったかどうか、これも込めてそれが第1点。

あと第2点、今、産業課がやり玉へ上がってますが、特に産業課、今回の補正で減額補正が5,200万もあるんですね。これちょっと突出しております、これが今、いろいろ米澤議員も言われましたけども、板井議員も言われましたけども、内容が、私たちの事業ができなくて減額されたのか、それともほとんどが県や国の補助金がついておまして、それが全部減額、ほとんどなってますが、県や国の補助金が思うように来なくてこれが、事業ができなかったのか。その辺は特に建設課、また産業課は国や県の補助金が5月の出納閉鎖近くまで延びる可能性がございます。

すが、その辺の絡みがあるんじゃないかなとちょっと危惧してますが、産業課を擁護したいと思
いましてこのように質問しますが、どちらが比重が多いんでしょうか。以上、2つです。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。国、県の補助金を利用して様々な事業をしておりま
すけれども、補助金の額が例えば8割しか来ないとか、9割しか来ないとかっていうものはほと
んどありません。どちらかという、計画をしてたけど断念したとか、先延べにするとかという
ほうが多いというふうになっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。地方交付税の関係ですが、今回の補正につ
きましては特別交付税というところが額が確定したということになってます。地方交付税につ
いては昨年並みかなというふうに思っています。どっちかという、増える可能性があるかもしれま
せん、増えているのかもしれん。いずれにしても決算のほうでまた詳しくはお示ししたいと思
います。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 大分柔らかく助け船出そうかなと思いましたが、米澤議員や板
井議員が言われたとおり、やっぱりそうならば3月まででもこういう事業はどうなんだとい
うことを確認取ってきちんとされた方がいいかな。僕は県や国が予算が持ったんが7割しか来
たのでこうなりましたというのを聞いたんですけども、私やちのほうはどうも事業がで
きなかったということならば、本当に農業者、林業者のためにもきちっとその辺を精査
していただきたいことをお願いいたしまして終わります。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計
補正予算（第13号））を採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
ここで休憩をしたいと思います。再開は2時55分といたします。

午後2時40分休憩

午後2時55分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第8 議案第42号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書13ページでございます。議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、次のとおり専決処分をする。令和3年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。それでは、補正予算書のほうで説明をいたします。

議案第42号

令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,208千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,329,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日

専決 南部町長 陶山清孝

.....
では、4ページを御覧ください。歳出のほうから説明をいたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2,217万8,000円を減額し、8億371万1,000円とするものです。これは一般療養給付費のほうの実績がほぼ固まったものによるもので減額となります。

6款保健事業費、2項保健事業費、1目保健施設普及費239万9,000円を減額し、406万3,000円とするものです。保健施設普及事業の委託料、これは人間ドックに係る委託料の実績による減額でございます。

上段の歳入のほうです。5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金2,620万8,000円を減額し、9億5,763万5,000円とするものです。こちらは療養給付費の減少に伴う交付金の減額によるものでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点あります。

先ほど4ページのところで説明を受けたんですけども、この詳しいと言われてる説明資料が国保のほうで出ているわけなんですよ。この予算書でなかなか分かりにくいからここに書いてあることで理解しようと思ったんですけども、例えば2,217万療養給付費を減額してるわけですよ。説明では、これは前年よりも伸びたんだと。当初予定してたよりは少なかったんだけども伸びたんだということなんですけれども、前年比に比べて幾らぐらい伸びたんでしょうか。例えばこの令和2年度っていうのはコロナの関係で医療抑制が起こってるんじゃないかって言われて、医療費がそう伸びないんじゃないかって言われたわけですよ。私たちもその大前提で見てたような気がするんですけども、なるほど、減額かと思ったんですけども、前年度より伸びてるということについての説明を数字で分かったら説明してくれないか。

それと、言われているコロナの影響について医療抑制があったのではないかって、そうではなくてこのようになった数字について何かつかんでいるのかということをお教えいただきたい。

次に、もう一つの件は、保健施設の普及事業の件です。ここに書いてあるのは人間ドックが減ったと。人間ドックが減ってお金が減るって分かったんですけども、専決では委員会で聞くことはできないですよ。せめてこういうふうな説明資料のところに当初の人間ドックが幾らで、今回ここまで計算してるんだから、数字も分かっているはずですからそういうのを出しといてくれたらこないしてここで質問せんでもいいんですよ。そういう、少なくとも今度から専決出してくるときには、きちっと委員会で恐らく出るだろうというようなことを予定して、ここいっぱい空白あんねんから、そうですよね。その説明の文章書いてくれなかったら、ああ、そうですか、減ったんですかでは当然こういう質疑が起こってくると思いませんか。何かその辺が見て私、釈然としないところですよ。もう専決で通したらええんだろうと思ってるのと違いますかっていって言いたくなっちゃうんですよ。説明してください。人間ドックが幾らだって、本当は委員会で聞くんだったらもっと聞くんですよ。36歳以上って書いてあるけども、年齢構成が駄目で若い人、人間ドックに行けないんじゃないかと思ひ、どうだったんですかということも聞きたいのね。それは決算で聞けということかもしれませんが、専決で出ています。少なくとも数字は出してほしいと思いますが、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。療養給付費の件で回答させていただきます。

令和2年度が8億371万844円でしたが、令和元年度は7億8,667万6,392円でございます。率にしまして102.17%、医療費の実績としましては伸びております。10月までの医療の状況は、毎月5月から10月までは前年を下回っておりましたが、11月以降は104%とか10%という具合に11月以降は伸びております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、糸田由起君。

○健康福祉課長（糸田 由起君） 健康福祉課長です。人間ドックにつきましては、当初予定しておりました約200件ぐらいの予定で御予算お認めいただいたと思うんですけども、申し訳ございません。ただいま資料を手元に持ってきておりませんが、やはりコロナの関係がありまして、胃カメラとかができにくかったこともあってこのように見込よりは少なくなったという状況でございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 医療費がどれぐらい伸びたかというような数字を聞いて分かりま

した。

先ほどのこの人間ドックの件ですけれども、少なくとも数字を出してきておりますから、その数字も全部が全部そうではないと思うんですけども、これ人間ドックの金額っていうふうに理解していいわけですよ、全額ね。そしたら646万の230万って、結構3分の1ぐらい落ちてるわけですよ。多いですよ。それだと、やはり現状はどうなのかということ言ってほしいのと、あんまりしゃべったらいけんということですが、令和2年度は例えば西伯病院でいえば胃カメラを半分に減らしてるんですよ。そうでしたよね。途中でできませんかって、いや、もういっぱいですって言われました。そういうことも影響あるのかなと思って聞きたかったんですよ。

私は、この人間ドックの制度いい制度と思いますが、意見言ったらいけんから言わないですけども、そういう意味でいえば、ちゃんと専決で出すときには数字が出ているんだから、この数字の根拠になるものはちゃんと説明していただきたいし、特に医療費関係でいえばコロナ関連のことがありますからそういうことも恐らく聞きたいですよ。そういうことをきちっと答えていただきたいなと思っております。非常に優しく言うておりますけれども、答えていただきたい、本当に。

○議長（景山 浩君） 答弁ありますか。

健康福祉課長、糸田由起君。

○健康福祉課長（糸田 由起君） 健康福祉課長です。真壁議員がおっしゃったように、特にやはり胃カメラのところは影響が出ていたというふうに思っております。その辺りのきちとした数字のほうはまた委員会のほうで御提示いたします。申し訳ございません。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

議案第42号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第43号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書15ページでございます。議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。令和3年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。後期高齢者医療特別会計の補正予算書で説明をいたします。

.....
議案第43号

令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和3年3月31日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....
はぐっていただきまして、3ページでございます。今回の補正は、細節の保険料と事務費の負担金の組替えというところで、総額には変更はございません。歳出の2款分担金及び負担金、1

項広域連合負担金、1目広域連合分賦金、補正額はございません。説明のところがございますように保険料負担金と事務費負担金の組替えということで総額差引きはゼロでございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案説明がございました。

提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

議案第43号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第44号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。17ページをお願いします。議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分をする。令和3年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第44号、令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案第44号

令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,210千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日

専決 南部町長 陶山清孝

今回の補正は、消費税及び地方消費税の納付不足額とストックマネジメント策定業務委託料の実績によるものでございます。

6ページ目をお開きください。歳出から御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。52万7,000円増額しまして、1,427万円とするものです。

2目維持管理費173万7,000円を減額し、6,033万2,000円とするものです。

次に、5ページ目をお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金です。313万5,000円減額しまして、682万円とするものです。

4款繰入金、1項一般会計繰入金の1目一般会計繰入金です。893万1,000円増額しまして、7,539万5,000円とするものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金です。17万6,000円増額しまして、17万7,000円とするものです。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入です。271万8,000円増額しまして、271万8,0

00円とするものです。

次に、7款町債、1項町債、1目下水道債です。990万減額しまして、2,160万円とするものです。

次に、7ページ目をお開きください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1の特定環境保全公共下水道、2の特定環境保全公共下水道資本費平準化債、3の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度中償還元金見込額が8,028万2,000円、当該年度末現在高見込額は10億6,753万5,000円でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。すみません、一つ歳入で雑入に消費税の確定申告の還付金が上がってますけど、本来、何か大きな工事をしたときに還付があるという理解ですが、この理由を教えてください。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。これは過年度分の消費税の納付額につきまして税務署のほうから指導がありまして、還付があるということがありまして、ここの歳入に入れてるものでございます。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 多く払い過ぎちゃって返しちゃうっていったことですか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。おっしゃるとおりでございます。過年度分のところで払い過ぎがありまして、返すということでの雑入に入れてるものでございます。

○議長（景山 浩君） いいですか。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤です。1点だけ教えてください。歳入の中で資本費平準化債が9,900万減額になっておりますが、その代わりに一般会計からの繰入金が入ってるんですよ。これのちょっと理由について教えてください。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。資本費平準化債につきましては、ストックマネジメント策定業務のほうの財源ということで起債の借入れを予定していたところでございますが、これは計画に当たる設計になるものということがございまして、取扱いの見解の違いがありまして借入れの段階で起債が借りれないということがございましたもので、逆に不足する部分が発生しまして一般会計からの繰入れをいただいとるというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

議案第44号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第45号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。19ページをお願いします。議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるとでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。令

和3年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。では、補正予算書で説明をいたします。

議案第45号

令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,480千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日

専決 南部町長 陶山清孝

4ページを御覧ください。歳出から説明いたしますが、今回の補正は売電収入を効率よくといえますか、積立金のほうに積めるように繰越額をできるだけなくするための専決補正でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目維持管理費557万9,000円を補正し、4,654万5,000円とするものです。維持管理費の中で積立金として927万円を増額をいたします。

2 款環境費、1 項環境対策費、1 目環境対策費30万1,000円減額し、502万円とするものです。こちらは一般会計で行っております自然エネルギーへの補助の繰出金となります。

歳入でございます。上段、4 款諸収入、1 項収益事業収入、1 目売電収入448万円を増額補正し、8,000万円とするものでございます。こちらは売電収入でございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 質問は、今、予算書の4ページを見ております。歳入の売電収入のところ。売電収入が補正額で448万の8,000万ということになっています。それで

説明資料ですね、説明書のほう見たら、これ見込みということになってるんですよ。こういう場合は、例えば今、もう6月議会ですよ。5月過ぎてるんですけども、やっぱり入ってくる金額というのはまだ確定していないというふうに見てるわけ。見込み、8,000万というのはこれ今、専決で8,000万にしますが。でも、これは見込みではなくて、もう金額確定してるってことかと思ったら、説明資料には見込みだって書いてあるんですよ。ということはまた決算までに専決があるということになるわけですか。

そのことが分からないのと、もう一つは、この売電収入が今回の予算では思ったよりたくさん出てきたので基金に回しますよというのも私はいいことだと思うんですけども、この売電収入の内訳ですよ。令和2年度8,000万を計上することになった売電収入の内訳、一体単価がどれぐらいでどこに売っているのかっていうのが分かる資料を出しておいていただけたらありがたいと思うのですが、どうでしょうか。以上、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。今回のこの補正予算につきましては、歳入のほうは見込みでございます。先ほど言いましたように積立金にその歳入歳出を余すところなく、繰越金をつくるのではなしに不用額はできるだけ積立金に積みたいという考え方から、積立金のほうの枠を優先的に取りたかった、そちらのほうを優先しております。ですんで、売電は実際のところ予算で8,000万円を計上いたしましたが、若干少ない七千数百万程度になるものという具合に思っております。

それで、昨年の収入の金額につきましては、基本的に中国電力とオリックスということで買ってもらっておりますので、単価は44円、オリックスのほうは1円プラスでいうことですが、資料はまた委員会にでも出させてもらいたいという具合に思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長の言ってる意図は分かるんですけども、ということは、もう一回予算に専決で修正が出てくるということですね。そうじゃないともう予算勝手に触れんですわ。その意味が分からなかったんですよ。8,000万って来たらきれいに1,000分の1回の割合でこんなきれいな金額出るのかなと思ったら、やっぱり見込みですよ。その出し方、予算に対する数字の出してき方の問題やと思うんですけども、確定した分が出てこんかったら予算にならんのかなと思うんですよ。おっしゃってることよく分かるんですけども、そんなふうには予算使っちゃったら決算のときの数字までにもう一回確認せんといけません。私の言ってることおかしいですか。（発言する者あり）決算していくということですか。それ8,000

万を落としていくということにするということですか。（発言する者あり）何かこの辺で説明してくれてますけど、分かりました。そういうことね。資料出してくださいということどうですか、すみません。

○議長（景山 浩君） いいですか。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 1点伺っていきたいと思いますけども、経営そのものは大変いい経営をされていると思いますが、今回積立額を増やしていきたいということですが、この積立額ですけども、いつだったか加藤議員でしたか、これだけたくさんお金が積み上がっていく、これをとあることに使ってほしいだとか、そういう一般質問もあったと思いますが、そのときに町長の御答弁だったかどうかちょっと覚えてないんですけど、いずれこの太陽光のパネル等も含めて更新をしなきゃいけない、撤去なのか。そうしますと、そういったところに使わなきゃいけないんだということは僕にも分かる。形あるものいずれはなくなります。

そこで、この撤去費というものをどういうふう考えてるのか、いつ頃までにどれだけ撤去費というのを見込んでいるのかというのをちょっと聞いてみたい。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。今、撤去費の詳細な資料のものを持っておりませんが、一応毎年の積立金の中からそのうちの幾ら部分、何千万かちょっと忘れましたが、その部分は積立金の中から出せるという計画で予定を組んでおります。以上です。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） そういう撤去に関わる計画はあるということなんですね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 決算で撤去の話まで出てきましたので、あえて私もこの話をしましたのでお答えします。

2050年CO2ゼロを目指しています。これは国家も目指していますので、間違いなくそういう方向に行くと思います。その中で、太陽光のこの優位なお金は20年ですけれども、太陽光の減価償却というか、機能としては30年ぐらいは使えるだろうという具合に言われてます。ただ、その中でいろいろな機器も古くなってきますし、変えていかなきゃいけません。さらには、2050年を視野に入れた場合には再投資をするのか、またはそこはまた更地にして戻したほうが町民のために優位なんだという判断が、どこかではしなければならないと思っています。現時点ではこのエネルギーのことを考えれば、ぜひ安くなっても地域の町民のために、または発電を

使ったエネルギーを使ってクリーンな水素ガスに変換するだとか、そういう次の10年後、20年後のエネルギー対策に使えればいいじゃないかと思えますけど、いずれにしても幾ばくかのお金というものは組んでいかなくちゃいけない。

課長はなかなか答えられないと思えますけれども、それに対する積立てというものもきちんと組んでいかないと次の未来の皆さんが、もう方法としてはどうするんだというような、お金に困るようなことではいけないと思えます。そういうお金もどのぐらいかかるのかというものを試算しながら組んでいく、そういう時期に来てるという具合に認識していますので、今、明確にこのぐらい要るんだということはありません。近い将来、どういう方向に転換していくのかということを見据えながら、また議会で皆さんに御相談したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

議案第45号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第46号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。21ページでございます。議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定

により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分をする。令和3年4月19日付でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。予算書のほうで御説明を申し上げます。

議案第46号

令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度南部町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,789,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月19日

専決 南部町長 陶山清孝

そういたしますと、4ページを御覧ください。この補正予算（第1号）につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業といたしまして、独り親世帯へ対象児童1人当たり5万円の支給をするための予算となります。全額国費の負担の事業でございます。歳入歳出同額の702万1,000円を増額計上しております。以下、お読み取りいただきますようによろしく申し上げます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

提案に対し、質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。1点だけ文言についてお聞きしたいんですけども、対象として140人上がっておりますね、予定がね。これはあれですか、小・中学校までの児童のことでしょうか。お聞きします、課長に。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、渡邊悦朗君。

○福祉事務所長（渡邊 悦朗君） 福祉事務所長です。こちらのほうは児童扶養手当が該当の方が基本になっております。児童扶養手当ですので、18歳までの方の子供を持っておられる保護者の方で収入が低い方に対して支給するものになっております。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁いただきました。ちょっと私、どうなんだろうか思っ。て。ということは、対象児童1人当たりとなっておりますね、140人。児童ということになると概念として中学生までかな思ったんですけど、18歳までオーケーということですか、対象ですか。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、渡邊悦朗君。

○福祉事務所長（渡邊 悦朗君） 福祉事務所長です。一般的に児童といひますのは18歳ということになっておりますので、18歳以下になっております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

議案第46号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第47号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。23ページをお願いします。議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第2号））でござい

ます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度南部町一般会計補正予算（第2号）について、次のとおり専決処分をする。令和3年5月11日付でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。予算書のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

.....
議案第47号

令和3年度南部町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度南部町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,710千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,798,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月11日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....
そういたしますと、4ページを御覧ください。この補正予算（第2号）につきましては、新型コロナ禍において通学バスの密を避けるための予算の増額と、独り親家庭以外の低所得者の子育て世帯へ対象1人当たり5万円の支給をするための予算となります。

歳出から御説明をいたします。まず、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費は49万3,000円増額し、4億4,855万1,000円といたします。これは新型コロナウイルス感染症対策としまして、町が運行する朝のバス、黄色いバスと緑のバスを1学期の間、車両を増やして対応するための経費となります。

3款民生費、2項児童福祉費、3目児童手当は921万7,000円増額し、1億5,476万円とします。これは低所得者の子育て世帯に1人当たり5万円を給付するための費用でございます。

ます。

次に、上段の歳入でございます。バス対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金を充当いたします。いずれも国の10割補助となります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点、説明資料の5月の専決の分ですよね。1ページの公共交通の対策事業の点です。密を避けるという点では、連休明けに車を増やして対応されたということについては保護者からも安堵の声があったということは私も聞いております。

そこで質問ですけれども、次の議案の令和3年度には8月以降の分が出てくるんですね。ここで聞きしたいのは、委託料が49万3,000円なんですよ。2か所バスを走らせて49万3,000円、それが5月の12日から7月の21日までなんですけれども、単価としては非常に正直言って低いかないかというふうに思ったんですけれども、これはバスの車両も含めて委託しているということですか。委託は先ほど、今、運営しているバスの会社に行っているわけですか、ちょっと教えてください。次の令和3年度の何号補正かな、出てくるのを見たら1日当たりの単価がちょっと違うのかなと思ったんですけれども、ちょっと教えてください。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。今回のこの5月の専決分の49万3,000円についてはある一定の期間というところで、1学期というところで緑のほうの対応を、教育委員会が所有しているハイエースで運行しているということで、この予算、金額の積算になっております。真壁議員がおっしゃられる次の8月以降というものはまた別の積算単価ということになっておりますので、御了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 緊急のことでもあったし、町の教育委員会のハイエース使ってる。運転手、いわゆる人の配置についてはどうなっているんですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。人の配置については、現在緑のバスを受託している事業者の運転手で対応しています。黄色いほうについては、予備でもう一台、14人乗

りの黄色いバスがありましたので、そちらのほうもそちらの従業員の方で対応して運行しているという状況です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

議案第47号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第48号 から 日程第18 議案第52号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第14、議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第18、議案第52号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第48号から日程第18、議案第52号までの提案説明をお願いします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。25ページ、お願いします。議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

詳細につきまして担当課長から説明しますので、よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正につきましては、南部町国民健康保険運営協議会にお諮りした結果に基づきまして、国民健康保険税の賦課方式について所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の4つの方式を鳥取県内の将来的な保険税水準の統一化に備えて、令和3年度から資産割額を廃止した三方式での賦課方式にし、それに伴って所得割額、均等割額、平等割額の税率を改正するものでございます。説明はお配りしております新旧対照表で御説明をいたします。

18ページをお開きください。初めに、第2条の課税額についてでございます。第2条につきましては、資産割額を廃止するため各項から削除をしてございます。

次に、第3条から第5条の2までは基礎課税額、いわゆる医療分の課税額の改正でございます。第3条は、所得割額の税率を100分の7.53から100分の7.18に改正します。次の第4条につきましては、医療分の資産割額の条文を削除しております。第5条は、医療分の被保険均等割額、この均等割額は国保に加入される皆様お一人お一人に課税となる額ですが、これを1人当たり3万100円から2万6,900円に。その下の第5条の2第1項第1号は、医療分の被保険者に係る世帯別の平等割額、これは国保加入の世帯ごとに課税される額となります。この額を1世帯当たり2万円から1万9,400円に。次の第2号につきましては、特定世帯、この特定世帯というのは国保加入者であった方が75歳となられて後期高齢者医療制度に移行されたことによって同一世帯で国保加入者がお一人だけとなった世帯のことをこの特定世帯といいますが、この特定世帯の平等割額を1万円から9,700円に改正します。次に、第3号は特定継続世帯の平等割額、これは特定世帯の状態が5年間続いた後、その状態が解消されない世帯を特定継続世帯といいます。この特定継続世帯の平等割額を1万5,000円から1万4,550円に改正するものでございます。

次の第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の改正となります。第6条は、所得割額の税率を100分の2.15から100分の2.35に改正するものでございます。第7条は、資産割額の条文を削除する改正となっております。第7条の2は、被保険者均等割額を8,600円から8,800円に。第7条の3第1項第1号は、世帯別平等割額を5,700円から6,300円に。第2号、特定世帯平等割額を2,850円から3,150円に。特定継続世帯を4,270円から4,720円とするものでございます。

次に、第8条から第9条の3までは、介護納付金課税額の改正となります。第8条は、所得割の税率を100分の2.15から100分の2.23に。第9条は、介護納付金課税額の資産割

額の条文を削除しております。第9条の2は、被保険者均等割額を1万400円から1万1,300円に。第9条の3は、世帯別平等割額を6,900円から5,600円とする改正でございます。

続きまして、第23条の国民健康保険税の減額についての改正でございます。国保加入世帯で所得が一定の金額に満たない世帯に対して、国保税の均等割額、平等割額から減ずる額を規定しております。

次に、22ページに移りまして、第1号は7割軽減の額についての改正となっております。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割額、平等割額から7割減額する額を改正しております。

23ページに移ります。23条の第2号につきましては、均等割額、平等割額から5割減額する額を改正しております。

はぐっていただいて、25ページとなります。第3号は、均等割額、平等割額から2割減額する額を改正しております。

次に、議案書のほうに移ります。27ページを御覧ください。この条例の附則としまして、施行期日は、この条例は、公布の日から施行するとしております。

次に、適用区分です。この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 議案書28ページでございます。議案第49号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは鳥取県特別医療費助成条例の一部が改正され、障がい者の所得要件の基準が見直されたことに伴って、所要の改正を行うものでございます。

障がい者の方のうち、要件に該当する方は医療費を県と町で助成していますが、要件となっている扶養親族の有無及び数の区分に応じて定められている所得制限の額をそれぞれ10万円増額するものです。具体的には、障がい者の所得要件の基準額を定める別表の改正を行います。

この条例の施行日は、鳥取県特別医療費助成条例の一部改正施行日と同日である令和3年8月

1日からとしております。御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。補正予算書のほうで説明をいたします。

議案第50号

令和3年度南部町一般会計補正予算（第3号）

令和3年度南部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,914,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月11日

提出 南部町長 陶山清孝

令和3年6月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

そういたしますと、4ページを御覧ください。地方債補正です。1、追加でございます。起債の目的は、行政無線管理事業、限度額270万円。起債の方法は証書借入でございます。利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。これにつきましては防災行政無線での放送内容をスマートフォンを通じて伝えるようにするためのものがございます。緊急防災減災事業債が活用できると判断しておりますので、このたび予算を計上するものです。ちなみに、歳出については当初予算で既に計上済みでございます。

続きまして、2、変更です。起債の目的は、福祉センター管理事業、限度額2,120万円に変更いたします。続いて、農地耕作条件改善事業、700万円に変更いたします。両事業とも起債の方法は証書借入。利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。福祉センターの管理事業につきましては、総合福祉センターしあわせのヒートポンプチラーの交換に要するもの、農地耕作条件改善事業につきましては、事業計画の変更によるものがございます。

続きまして、8ページを御覧ください。歳出の主なものを御説明を申し上げます。2款総務費、

1 項総務管理費、1 目一般管理費です。4 8 9 万 1, 0 0 0 円増額し、3 億 3, 4 1 0 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。これにつきましては分散型勤務等業務継続事業といたしまして、パソコンを購入するための経費を計上。また、人件費につきましては、デジタル推進課へ会計年度任用職員 1 名の給料を予算化するものでございます。

9 目企画費につきましては 5 2 4 万 2, 0 0 0 円増額し、4 億 5, 3 7 9 万 3, 0 0 0 円といたします。これは公共交通対策事業といたしまして、先ほどの専決でもお願いいたしました朝の黄色いバス及び緑のバスの運行を今年度いっぱい運行するための経費を計上しております。また、複合施設管理のための会計年度任用職員を 1 名配置するための経費を上げております。

1 0 目地域自治振興費です。2 3 0 万円増額し、8, 2 6 0 万 1, 0 0 0 円とするものです。これにつきましては新型コロナの影響によりまして高島屋のローズちゃん号が存続できないという申出がございました。それによりまして買物困難者への影響を踏まえまして、事業者へ補助することで地域の買物事情を継続するものでございます。

9 ページを御覧ください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございます。1, 0 7 6 万 9, 0 0 0 円増額し、3 億 9, 5 6 9 万円とするものでございます。これは総合福祉センターしあわせのヒートポンプチラーの修繕によるものが 9 2 6 万 8, 0 0 0 円、新型コロナ生活困窮者自立支援といたしまして 1 5 0 万 1, 0 0 0 円を増額するものでございます。

1 0 ページをお願いします。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費につきましては 6, 1 5 1 万 3, 0 0 0 円増額し、1 億 2, 9 6 2 万 1, 0 0 0 円とするものです。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業といたしまして、集団接種を行うための人件費や委託料となります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農業振興費でございます。1, 3 0 4 万 2, 0 0 0 円増額し、1 億 7, 0 0 9 万 7, 0 0 0 円とするものです。次ページを御覧ください。これにつきましてはスマート農業社会実装促進事業を活用して、農業の効率化に取り組む団体へ補助しようというものでございます。

同じく 9 目農地費でございます。9 0 0 万円増額し、4, 0 9 6 万円とするものです。これにつきましては農地耕作条件改善事業におきまして、計画変更により事業費の増額を行うものでございます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費でございます。2 5 2 万 2, 0 0 0 円増額し、2, 7 1 7 万 1, 0 0 0 円といたします。これは観光誘客支援事業といたしまして、とっとり花回廊の年間パスポート取得への補助件数の増加を見込んだものでございます。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費につきましては、2 4 万 2, 0 0 0 円増額いたし

まして、6,706万6,000円とするものです。これは西伯小学校の校庭の柳が強風で倒れました。そのため、今回伐採撤去をいたします。かつ、残りの柳につきましても樹齢が結構たっていることも踏まえまして、この際、安全対策といたしまして全ての柳を撤去しようというものでございます。

2目教育振興費は56万9,000円増額し、2,847万7,000円とするものです。これにつきましては小学校教育振興費として県の新型コロナ対策を行う県内修学旅行への補助制度を活用するため、修学旅行の経費を予算化するものでございます。

3項中学校費、2目教育振興費につきましては、135万3,000円増額し、2,513万円とするものです。これも同様に中学校の修学旅行に対し、県の補助制度を活用するための予算化となります。

12ページを御覧ください。4項社会教育費、3目文化財保護費につきましては、95万5,000円増額し、2,225万2,000円といたします。これは文化財の整理作業等を行う会計年度任用職員をパートで雇うための経費と、オオサンショウウオの骨の標本作製するための経費を計上いたしております。

続いて、歳入を御説明いたします。6ページをお願いします。12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金につきましては、45万円増額し、45万円といたします。これにつきましては農地耕作改善事業に伴う実施団体の分担金となります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は2,946万5,000円増額し、4,383万7,000円とするものでございます。これにつきましては新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金となります。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては1,309万5,000円増額し、1億4,739万1,000円といたします。これにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、歳出側の公共交通対策、それから買物支援、観光事業等に充当いたします。2目民生費国庫補助金につきましては150万1,000円増額し、4,771万円。これにつきましては歳出側の生活困窮者への補助へ充当いたします。3目衛生費国庫補助金につきましては3,032万9,000円増額し、4,490万9,000円といたします。これは歳出側のワクチン接種体制確保事業への充当ということになります。これまでの以上3点につきましては、全額国庫補助となります。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。1,611万円増額し、1億6,907万4,000円とするものでございます。歳出側の農地耕作改善事業、そ

れからスマート農業社会実装促進事業への充当になります。

6目教育費県補助金につきましては30万円増額し、1,469万円といたします。これは県内の修学旅行に対しての県の補助となります。

7ページをお願いします。20款諸収入、5項雑入、5目雑入につきましては、92万2,000円増額いたしまして、6,394万4,000円といたします。これにつきましては修学旅行に関しての保護者の負担分ということになります。

21款町債、1項町債、2目民生債につきましては360万増額し、2,270万円。

3目農林水産業債につきましては180万円増額し、2,440万円。

5目消防債につきましては270万円増額し、3,460万円とします。これにつきましては冒頭申し上げました起債の変更、追加によるものとなります。

次に、13ページを御覧ください。13ページには一般職の給与費明細書をつけています。

(1)総括につきましては、給与費と共済費の合計は2,279万9,000円の増額となります。内訳につきましては14ページ、アのほうで、会計年度任用職員以外の職員につきましては中ほどの給与費の比較で職員手当が1,136万円の増、これにつきましては新型コロナワクチン接種におきまして職員の時間外手当というふうになります。イのほうです。会計年度任用職員におきましては、デジタル推進課と企画政策課に採用の2名の人件費と、ワクチン接種による時間外手当の増額分ということになります。

次に、16ページ、お願いします。16ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をつけております。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせて66億119万1,000円となります。

以上、御審議をよろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第51号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

.....
議案第51号

令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月11日

提出 南部町長 陶山清孝

令和3年6月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
今回の補正につきましては、浄化槽設置事業におきまして追加の設置希望があったことにより増額とするものでございます。

6ページ目をお願いいたします。歳出から御説明いたします。1款総務費、2項施設費、1目浄化槽建設費を390万円増額しまして、784万円とするものでございます。当初3基の予定でしたが追加で3基がありまして、合わせて6基ということになります。

次に、5ページ目をお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目浄化槽分担金を30万円増額しまして、120万4,000円とするものです。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金を126万2,000円増額しまして、3,585万9,000円とするものです。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は23万8,000円増額しまして、23万8,000円とするものです。

7款町債、1項町債、1目衛生債210万円増額しまして、880万円とするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1の浄化槽整備事業債と2の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度中償還元金見込額が1,225万1,000円、当該年度末現在高見込額は1億8,079万6,000円でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。31ページをお願いします。議案第52号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議についてです。

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理する事務のうち、広域福祉センターの設置及び管理運営に関する事務を廃止し、及び次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関し協議をすることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

同組合において昭和49年に老人の低廉で健全な保健休養のための場である老人休養ホームとしてうなばら荘を設置し施設運営してきたところですが、近年は利用者の減少や施設の老朽化などの諸課題を抱えており、平成31年2月の同組合議会定例会で民間への売却を含めた検討をすべきとの指摘を受けたことから、施設の在り方について検討を進め、令和3年度末をもってうなばら荘の運営を終了することとなりました。このことから、共同処理する事務を廃止し、及び規約の変更を行おうとするものです。

規約の変更の内容としては、共同処理する事務を定めている別表から「広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。」を削るものです。

規約変更の施行日は、令和4年4月1日からとなっております。御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

なお、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみをお願いします。

議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の国民健康保険税条例の一部改正について、町長にお伺いたします。

今回の条例改正は、前回、3月議会でしたっけ、説明ありました四方式から三方式にすると。そのときの内訳を、応能応益負担割合を、応能が45、応益が55、これで行いたいと、全県これでそろえたいという説明がありました。

町長にお聞きするのですが、国民健康保険税は構造上の問題がある。低所得者が多くなってきたこと等があって、なかなか高い国保税だということが加入者の中からも言われてるということは御承知のとおりだと思うんです。せめて、うちの町は今まで応能45、応益55というのはな

かったんではないかと思うんですよ。この応能45にするというのは、いわゆる資産割がなくなっちゃいますから結果としてこうなったんだと思いますが、この応能応益が逆転して応益が増えることになれば、とりわけ低所得者には負担増になるのではないかということについて、どのようにお答えですか。

それと、もう一つは、結局はこの大前提が、合わせる大前提は、国保県一本化に当たって国保税、ないしは国保料を統一したいという狙いがあるわけですよ。今回たまたま見たら、今回については若干前年度より下がってくると思うんですよ、国保税が。ところが、全県1つにして合わせた場合、鳥取市や米子市と一緒にした場合、この応能応益負担の場合でいけば、当然値上がりすることが考えられるのではないかと思うんですが、町長、その辺どのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。非常に国保のこういう改正については私も悩ましいと思っています。さらにこれを御審議いただきました国保運営協議会の皆さんにも、回数を重ね丁寧な説明と、そして慎重な御審議をいただいたところです。

最終的には、真壁議員のおっしゃるこの数字については一定の御理解いただいたものと思っています。ただ、一番の議論になりましたのは、世帯割、さらには人数の割合、俗に言う均等割と平等割の部分だったという具合に考えています。非常におひとり暮らしと、おひとり暮らしという表現は間違いだと言われますので、一人課税というんですか、お一人だけの課税の世帯というものが非常に多い。高齢社会の中で想定できますのは、本当におひとり暮らしの方もおられますし、例えば御主人のほうに既に後期高齢に達しておられて、年齢的に若い奥様のほうが多いわけですから、女性のほうがお一人で、御夫婦2人でそちらのほうに国保の対象になる、こういう御家庭非常に多い。こういう部分をどういう具合に評価し対応するのかということで、御検討もいただいたところでございます。

押しなべて非常に難しい判断でございましたけれども、半分の方が一定は値上げになり、半分の方が若干の値下がりになる。値上げと値下がりの、どうしてもそういう具合になるということをお含みいただきながら、将来の国保のことを考えれば、真壁議員が先ほど言われましたように国、県、国保の一本化ということにかじを切っています。そのことを考えれば、今、三方式にするこの機会にできるだけ将来大きな変更がないこういう、先ほどおっしゃられました45対55、さらには均等割・平等割の計数等について御理解をいただいたという具合に思っています。

決して問題は解決したとは思っていませんけれども、現時点で考えられる、非常に皆さんには御努力いただいたという具合に思っているところでございます。内容については御審議いただき

まして、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が聞いていますのは、こういうふうに応能が45、応益55になれば低所得者に負担が多くなるし、結果として保険料全体が上がってくるのではないかということ聞いてるんですけども、その点についてどうですか。

先ほど言ったいわゆる世帯別やら均等割、平等割をどうするかという問題があるといいますが、本来原則は応能100%でいくべきじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。なぜかという、応益がある限り、所得がなくてもいくからです。とりわけ世帯ごとにお金を払うなんていうのは国保税だけです。それ考えたときに方式を考えるというのであれば、うちの町の町民の国保状況を見ながら考えた場合、どうすることがせめて公平さを保つのかということを考えるべきではなかったと思うのですが、その公平性から見て、今回の私は四方式より三方式のほうがまだましやと思っているんですけども、それでも応能45、応益55はひど過ぎる。少なくとも50・50でいくべきでないかということ町長は言うべきではないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これにつきましては鳥取県の標準的な出してます指数に基づいて45対55というものを御提案したところでございます。これに対して万全だという具合には言いませんけれども、均衡性は保たれるという具合に私ども判断しますし、運営協議会のほうもそのように御理解いただいたものと考えています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 次に、議案第49号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 次に、議案第50号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第3号）について。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 細かいところは委員会で聞きますが、一つ町長に聞いておきたいことがあります。

今回の補正予算でも、いわゆるコロナ対策が出てきています。私は、この中で説明資料の8ペ

ージにある緊急見守り買物支援事業について、町長のお考えを聞いておきたいと思うんです。基本的にコロナで困っている商売人や自営業者を助けるということには大賛成です。ところが、公金が出る以上はなべての住民や町民に公平性と厳正さがなかったら納得されないと思っています。今回、高島屋のローズちゃん号が2つの理由で大変だということで、最大230万円の補助金を出そうと言ってるわけですよ。これが、根拠が緊急見守り買物支援事業費補助金交付要綱だということなんですけれども、例えばこのコロナで困ってるというのであれば、南部町内の商売人のほとんどの方も困っているわけですよ。こういうふうには、ここで唯一言えることは、コロナで困っているというよりは、何かというと、緊急見守り協定を締結したということ、大前提にしてるんですよ。でも、見守り協定は25年からしていますからね、今回、この見守り協定だけであるというのとはなかなか無理があると思うんですね。

もしするということであれば、例えば見守りをしていくような人たちの商売人に貸して、それを理由になべて手を挙げてもらって、こういうふうな支援金がありますよということしていくことのほうが公平性が保たれるのではないかと思うんですけれども、町長、どのような考えですか。今回のこの緊急見守り買物支援事業費交付金要綱で、最大限230万をコロナのお金出していくという、この業者にだけ特定するというのとはなかなか無理があるのではないかという点について、どのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。おっしゃるとおり大変私も困りました、正直なところ言って困りました。年間4,500人のほぼ独り暮らしのお年寄りがこのバスを待っています。しかし、高島屋という経営母体がこのコロナのために運営はもう困難だと、すぐにでもやめたいという具合な、この言っておられることもよく分かります。慈善団体でやるわけにはならないわけですからこれも分かります。さらには、やめてしまうものに対して支援するというのも非常に不合理なことです。

しかし、町民の暮らしを考えた場合、今回のこのコロナ、今回に限ってはコロナの国庫補助金がある中で、あえて議会の皆様にも御理解をいただいて、この1年間、残りあと数か月、8か月ぐらいあります。この運営は間違いなく、高島屋はもう運営はしないという具合に言っています。次にじゃあどうするのかという時間をかけながら、町の中で例えば丸合の新たに考えている買物代行事業だとかそういうことにうまく引き継いで、地域で買物難民として困っておられる皆さんにこれまでと同様、またはそれ以上のサービスができることをうまく引き継げることを考えたいわけです。

直接ぼんとこれはやめますといった場合に、あしたからこの4,500人の皆さんが困るわけ
でして、ぜひ御理解いただいて、いいことではない、いいことではないという言い方は不合理で
すけども、平常時ではこれはあり得ないことだと私も思っています。ただ、コロナによって急に
この商売が立ち行かなくなったということもよく分かりますので、ぜひ時間的な猶予を与えてい
ただいて、次の地域の、支えるための買物の在り方というのはどうすべきなのかということ
を検討する時間をいただきたい、このように思っていますので、御理解いただきたいと思いま
す。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） あと細かいことは委員会で聞きます。

町長にもう一つ聞きたいこと。このローズちゃん号がいけないんじゃなく、高島屋さん自体、
そのものの経営が大変なんですよ。それでこういうふうになってきているというのは分るん
ですけど、だとすれば、当初、この移動販売事業は県が半分出しとったんですよ。今回、このよ
うな事態が起こったときに例えばこの救済策を、緊急事態で今、コロナのお金が各市町村に來た
らそれを使えっていうのは簡単ですけども、県はどう言ってるんですか。県も半分出すと言っ
てるんですか。当然求めるべきじゃないですか。

それと、あとの分の、恐らく今年度で打ち切って次どうするかということで、地元の業者含め
て手を挙げてもらったりしながらそれをやっていくことに、大いにやっていってほしいと思っ
てますよ。今回の分は町長も普通ではないという感覚は持ってるというのは納得しましたけれど、
県にも言って、せめて半分は出しなさいよって言わんといけんの違いますか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。県のほうにも支援を求めないかとい
うこと
だと思えますけども、鳥取県の中山間地域買物支援事業費補助金というのがございまして、25
年からはその移動販売車支援というので活用させていただきました。この補助金の中で買物福
祉サービス支援事業というものがあって、町が補助、または委託することによって2分の1は県
も条件に合致しておれば見ますよというような項目が、事業区分がありますので、そのところを
現在、県のほうにも問合せをしている最中でございます。ですので、そこら辺の財政的な事情も
絡めながら、今後の対応のほうは継続して協議していきたいという具合に思っています。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 次に、議案第51号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予
算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 次に、議案第52号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点、町長に聞いておきたいことがあります。この協議については、議案第52号の協議については委員会でも審査することになっており、担当課から資料も出してもらって審査する予定です。私は、町長に聞いておきたいことが2つ。

一つは、このうなばら荘の事業を廃止するという西部広域の動きに対して、今までの経過があって着地点が見えてきたということはよく分かりますが、これまでいわゆる着地点の一つとして、建物を売ってしまったときの売却益をどうするかということも日程に上ってくると、今日、スケジュールでもありました。恐らくそこのところで日吉津村と他の市町村のお話になると思うのですが、これまでの処理の仕方とその売却益について意見が出た場合、町長はどんなふうな意見を言おうと思ってるのかというの、もし分かっていたらお聞きしておきたいのと、もう一つは、これは執行部にお願いしたいんですけども、改築後、西部広域全体で負担した金額の中で、南部町が負担した金額あるのかというのが分かる資料があったら出しといてほしいんですよ。要は、今度売却しようとしている建物について、例えば南部町として幾らかお金出したことがあるのか、これが分かる資料を出していただだけませんか。出ますよね。お願いします、出るということで、出していただくということで、最初の質問、町長、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。売却益が単純に出た場合には、もし各市町村が負担をしたら、その利益というものは各市町村に還元するべきだという具合に、単純に考えればそう思っています。

しかし、事はそう単純ではない。それはどういう会社がどんな商売で使うのかもありますけれども、西部広域が責任を持って建てたものには間違いのないわけですし、最終的に企業がどういう契約をするのかを選定するのを西部広域がイニシアチブを取って、責任を持ってその企業が将来的にも運営してもらいますよと。仮に10年間、運営できなくて撤退するときにはどんな担保を取るのかということ西部広域が持つのか、それともそれごと全て日吉津村にお任せするのか、こういうところがまだ明確に決まってないという具合に思っています。この辺りのところを今後西部広域の中で詰めながら、リスクですよ、そのリスクについてどんな契約を課すべきなのか、そうした場合に日吉津村にとっても、さらには構成市町村にとっても、これだったら大丈夫だと

いうものができるのかということが将来的にこれから残っていく課題だろうと私は思っています。この課題についても今後、西部広域の中の正副管理者会議の中で御議論いただくものだという具合に思っていますので、もう少し条件を確認していきたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 西部広域に私たちここから出ておりますのは、議長と町長しか出ていないものですから、ここでしか言えないので町長に再度意見聞きたいんですけども、これまでの経過の、建て替えてからうなばら荘の売上高や利用者の推移を見とって、私はあまりにも西部広域が他人事判断するのが遅かったなと思ってるんですよ。それをただ一つの村に押しつけたというか、その経過ちょっと置いときましょう。そうしておいて、結果、赤字を見ながら、日吉津村からもお金もらいながらやとったこの体質って何なんだろうと思ったんですよ。そこに対してはしっかりと近隣町村からも意見を言わないといけないのではないかというふうに思っていますが、どんなようにお考えですか。今までのやり方として何をしとったんでしょうかって思っちゃうんですけども、どうなんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私は、議会で議員の皆さんの討論を聞いていたときに特に気になりましたのは、日野3町の中から利用者の数が絶対的に日野郡が少ない。その中でこのような負担をしながら、また日吉津村にも独自の負担をかけてやることの運営の無理さ加減についての御議論をいただきました。それがきっかけになったというわけではないかもしれませんが、元に戻すのも非常に難しいんですけども、時代の変換とともに利用されないものに対しての始末の時期に西部広域でやるもの、それから私たちのこの町の中でもそういうものが出てくる可能性もあります。それを将来の負債にすることなく英断をする時期というのはやはり皆さんと御議論しながら、できるだけそういうものの決断を早めにはしていかななくてはならないなという具合に改めて思っています。

おっしゃるとおり、少し遅かったかもしれませんが、かもしれませんが、時間は取り戻せませんので、今後速やかにこの事業が整理されるということに向かって事務手続を進めていきたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） では、ないようですので、以上をもちまして本日の日程の全部を終了い

たしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

14日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後4時39分散会
